

事業評価書（事前）

	事務事業名	訓練延長給付の拡充
事務事業の概要	(1) 目的	雇用保険の基本手当を受給している中高年齢者について、訓練延長給付を拡充することにより、その生活の安定を図りつつ、能力開発を支援し、その再就職を促進する。
	(2) 内容	<p>職業訓練付きの失業給付延長制度（訓練延長給付制度）について、中高年齢者を対象に長期間の職業訓練コースをより多く提供するとともに、複数のコースを受講できるようにする。</p> <p>具体的には、訓練延長給付制度の対象となる公共職業訓練等の受講枠を拡大し、中高年齢者について、より長期の職業訓練を増やすとともに、複数回の職業訓練の受講を可能とすることにより、これらの者の生活の安定を図りつつエンployアビリティ（就業可能性）を高め、再就職の促進を図るものである。</p> <p>《具体例》</p> <div style="text-align: center;"> </div>
	(3) 達成目標	<p>要求額 19,146百万円</p> <p>中高年齢の基本手当受給者について、失業給付を受給しながら複数回の訓練受講をできることとし（平成13年度中5千人程度）、これらの者の早期再就職を実現する。なお、今回の措置にあわせ、訓練受講者の再就職状況について把握する体制を整備する。</p>
評価	(1) 必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕 雇用のセーフティネットとして、現下の厳しい雇用失業情勢の下、ミスマッチ解消のために能力開発を行う中高年齢者に対する支援を積極的に行うことは、国民や社会のニーズにかなうものである。</p> <p>〔公益性〕 雇用保険の訓練延長給付は基本手当の受給資格者が、公共職業安定所長の受講指示により、公共職業訓練等を受講する場合に、訓練を受けている期間（最長2年間を限度とする。）内の失業している日について、所定給付日数（90～330日）を超えて基本手当（「訓練延長給付」）を支給することにより、求職者の生活の安定を図りつつ、職業能力を高めて再就職を促進するものであり、公益性を有する。</p> <p>〔官民の役割分担・国と地方の役割分担・民営化や外部委託の可否〕 失業給付は労働者及び使用者の拠出する保険料及び国庫からの支出を基に、労働者が失業した場合にその生活の安定を図るために支給されるものであり、その制度運営は国が斉一的に実施する必要があり、民営化や外部委託は不可。なお、訓練延長給付の対象となる公共職業訓練については、民間教育訓練機関への委託を拡大している。</p> <p>〔緊要性の有無〕 本事業は、現下の厳しい雇用失業情勢の下、求人が少なく、一旦失業した場合に他の年齢層に比べて再就職が難しい中高年齢者について、能力開発を支援し、再就職を促進することを目的として暫定的に実施するものであり、緊要性が高い。</p> <p>〔他の類似施策（他省庁分を含む）〕 教育訓練給付（離職者に係るものに限る。）</p>
		〔今後見込まれる効果〕 訓練延長給付の拡充により、中高年齢者について再就職が促進されること

(2)有効性	<p>が見込まれる。ただし、再就職については、求人の動向、職業相談等他の要素が多数関連するために、訓練延長給付の拡充の直接的な効果の把握は困難である。</p> <p>〔効果の発現が見込まれる時期〕 制度拡充後、対象者が訓練を修了してから直ちに効果が発現する。</p>
(3)効率性	<p>〔手段の適正性〕 訓練延長給付の拡充を実施するに当たっては、その対象者について、早期の受講指示に留意しつつ、就職活動の状況に照らして再就職の緊要度が高い者とするを原則とし、複数受講の場合には1回目の出席状況、能力習得状況の優秀な者などから絞り込むこととし、その政策目的が十分に達成されるよう、効果の高い者に限定して実施することとしている。 また、委託訓練機関については、就職率等実績に基づく的確な選定を行うこととしている。</p>
(4)その他 (公平性・優先性など)	<p>〔公平性〕 今般の訓練延長給付の拡充は、中高年齢者を対象として暫定的に講じられるものであるが、その実施に当たっては、真に受給者の早期再就職を実現する施策として十分にその効果を発揮できるよう、複数訓練の対象者を絞り込むとともに早期受講指示に努めるなど、その的確な運用に努めることとしている。</p>
関連事務事業	失業等給付
特記事項	<p>総合雇用対策（平成13年9月20日 産業構造改革・雇用対策本部決定） 能力開発を通じて再就職の促進を図るという観点から、より効果的かつ長期の訓練を実施できるよう、訓練延長給付制度を拡充する。</p> <p>改革先行プログラム（平成13年10月 経済対策閣僚会議） 職業訓練付きの失業給付制度（訓練延長給付制度）について、より長期間の職業訓練講座のより多くの提供や複数講座の受講を可能とするなどにより抜本的に拡充し、訓練受講者の職業能力を高め、再就職を支援することとし、これらを含め雇用保険財政に必要な資金を確保する。</p> <p>平成12年度実績 訓練延長給付対象者 115,136人 支給金額 471億円</p>
主管課 及び関係課	<p>(主管課) 職業安定局雇用保険課 (関係課) 職業安定局業務指導課、能力開発局能力開発課</p>